

第7章 食品流通局

第1節 食品流通対策

1 概 要

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、その要となる中央卸売市場及び地域流通の拠点となる地方卸売市場について、最近の卸売市場をめぐる環境の変化を踏まえ平成8年3月に策定された第6次卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の計画的整備、取引方法の多様化、情報化の推進、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化等卸売市場整備の一層の推進を図った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林水産業の振興に資することを目的として制定された食品流通構造改善促進法を踏まえ、各種の食品流通の構造改善対策を行った。

食品流通の構造改善対策の内容は、①食品流通構造改善促進機構が行う食品流通構造改善推進事業等、②食品商業基盤施設整備事業、③構造改善事業に対する長期低利の資金融通、④食品商業基盤施設に対するNTT-Cタイプ無利子貸付け等である。

食品の品質管理と表示の改善、価格の安定、取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等の巡回点検指導により、食品の製造、流通段階における品質管理と表示の徹底、農薬等の使用状況等についての調査点検、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール等を行った。

2 食品流通構造改善促進法の概要

食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）の概要は以下のとおりである。

(1) 食品流通構造改善基本方針の策定

農林水産大臣は、食品流通審議会の意見を聴いて、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を定

めるものとする。

(2) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、次の計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

ア 食品生産販売提携事業

生産者と食品販売業者とが提携した安定的取引関係の確立、食品の品質保持施設の整備等生産から小売に至るまでの一連の食品流通の改善を図る事業

イ 卸売市場機能高度化事業

食品の品質保持施設、物流施設の整備、流通機能の向上、卸売市場事業者の資質の向上等卸売市場の機能の高度化を図る事業

ウ 食品販売業近代化事業

共同仕入れ・共同配送の実施、食品の品質保持施設の整備、販売業務施設の整備、食品販売事業者の経営の改善等により食品販売業の近代化を図る事業

エ 食品商業集積施設整備事業

食品情報の提供等消費者の利便の増進を図る施設を併設した食品販売業者の店舗の集積施設を整備する事業

(3) 支 援 措 置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、以下の助成策を講ずる。

ア 国の補助（(2)のイ及びエ）

イ 農林漁業金融公庫等に食品流通構造改善貸付制度を創設

ウ 税制上の特例措置

エ 食品流通構造改善促進機構による支援推進等

(4) 食品流通構造改善促進機構の指定

農林水産大臣は、食品流通の構造改善を促進することを目的とし、次の業務を適切かつ確実に行うことができる民法法人を、食品流通構造改善促進機構として指定することができる。

ア 計画に基づく構造改善事業を実施する者に対する債務保証

イ 計画に基づく構造改善事業への参加

ウ コンサルティング、情報、ノウハウの提供

エ 地域特産品等の流通、消費の増進

オ 食品流通に関する調査研究等

3 中央卸売市場

(1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度）に基づいて整備統合が進められており、50年度末には45都市80市場、9年度末には56都市87市場（青果・水産市場33市場、青果・水産・花き市場15市場、青果・花き市場8市場、青果市場16市場、水産市場5市場、食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の認可を要するが、この認可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、8年3月末で青果部113、水産物部96、食肉部10、花き部29、その他16、で計262である。

また、卸売業者の7年度の取扱金額は青果2兆6,249億円（前年比95%）、水産物3兆46億円（同99%）、食肉2,356億円（同103%）、花き1,396億円（同110%）その他1,043億円（同97%）となっている。

(2) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し、次の補助体系により助成を行った。

ア 補助率

	基幹施設	関連施設	附属施設
新設市場	4/10	1/3	1/4
既設市場	1/3	1/4	1/5

イ 補助対象施設

基幹施設……卸売場施設等

関連施設……電気通信設備等

附属施設……加工施設等

9年度における補助対象市場は、17都市24市場であり、補助金額92億5千万円である。

4 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方流通の拠点として、また、大都市地域にあつては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であつて、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、9年度末には、総合市場179、青果市場585、水産市場544（うち産地市場348）、食肉市場27、花き市場149の計1,484市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

		主たる施設	従たる施設
公設	新設市場	1/3	1/5
	改良市場	1/5	1/5

イ 補助対象施設

主たる施設……卸売場施設等

従たる施設……電気通信設備等

9年度における補助対象市場は4市場であり、補助金額は2億3千万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。9年度には55億円が貸し付けられた。

5 卸売市場の災害復旧事業

(1) 概 況

阪神・淡路大震災により、卸売市場では、神戸市内を中心に卸売場が大破する等、中央4市場、地方6市場において、特に大きな被害を受けた。

このため、卸売市場の災害復旧事業を支援し、生鮮食料品の円滑な流通を確保するため、卸売市場の災害復旧制度を創設し、次の補助体系により助成を行った。

(2) 事業内容

ア 補助率

中央卸売市場……2/3 (法律補助)

地方卸売市場……1/2 (予算補助)

イ 補助対象施設

卸売場、仲卸売場、冷蔵庫、電気・給排水設備等

7年度における補助対象市場は、1都市2市場(神戸市中央卸売市場本場、東部市場)であり、補助金額は43億3千万円である。

6 食品流通の効率化

(1) 食品流通効率化システム開発事業

食品流通の変化等に対応して効率的な流通を推進するため、生産者・卸売業者・小売業者が当面している流通上の課題についての情報収集、それらの課題の解決方法についての調査検討、その結果に基づく流通効率化の実験事業及びこれらの事業の成果についての広報・普及を行う事業に助成を行った。

(予算額1,529万円)

(2) 食品流通改善巡回点検指導事業

安全かつ良質な食品の供給と表示の改善、需給及び価格の安定と取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等による巡回点検指導により食品の生産・製造・流通段階における品質管理と表示の徹底、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール、農薬等の使用状況についての調査点検等を行う事業を実施した。

(予算額1億6,482万2千円)

(3) 食品ロジスティクス推進事業

食品物流の一層の効率化を図るため、生産から消費に至るまでの段階を一体的にとらえ、商品の移動と保管を最大限効率的に行う物流管理手法であるロジスティクスの観点からの物流効率化に関する基礎的、先端的な調査・検討を行う事業を実施した。

(予算額1,024万8千円)

(4) 食料品内外価格差要因分析事業

食料品の生産から流通・消費に至るコスト構造、取引慣行等の実態面の国際比較等により、食料品の内外価格差の要因について調査・分析を行った。

(予算額2,037万6千円)

7 商業の近代化

(1) 食品商業基盤施設整備事業

農産物の輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化、大都市圏の地価高騰、労働力不足の深刻化、大店法の規制緩和等の食品流通事情の変化に対処し、食品流通の合理化・効率化、消費者の多様な選択機会の確保、

農林水産業の活性化、環境問題への対応等を図るため、食品流通構造改善促進法に基づく施策の一環としての支援等として、食品商業集積施設に付帯するコミュニティ施設及び魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額4億6,400万円)

ア 事業概要

(ア) コミュニティ施設の整備

食品商業集積施設に付帯する食文化公共施設、駐車場等を整備する。

(イ) 魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備

鮮魚小売店、青果小売店等から廃棄される魚腸骨等の食品廃棄物を低コストで共同処理施設及び高度再利用するための施設を整備する。

イ 交付先：都道府県及び政令指定都市

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1/4

(2) 地域食品商業活性化施設整備事業

新鮮・安全・本物志向等食品に対する消費者ニーズの多様化・高度化及び地場産業において大きなウエイトを占める農林水産業と密接に係る食品商業の活性化による地域活力の回復・増進が求められていること等に対処して、地場で生産された農産物等の販路拡大を通じて消費者ニーズへの確に対応するため、販売促進施設等の施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額2億円)

ア 事業概要

地場農産物を販売するための販売促進施設、共同利用施設等を整備する。

イ 交付先：都道府県

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1/3

(3) 食品商業発展基盤強化推進対策事業

国、地方公共団体、食料品小売業者が一体となって、地域の組織的活動の中核となる人材育成等中小食品業者が互いに連携し、発展のための基盤を強化することにより、食品商業における有効な競争を確保するための条件整備を図ることを目的として、食料品小売業を対象とした食品商業の基盤強化指針の作成・指導、組織の活性化・人材育成、仕入れ・配送業務の共同化、情報化等を推進するための指針策定、モデル的事業の実施等により、食品商業発展のための基盤強化の促進を図った。

(4) 生鮮食料品等流通改善促進事業等

食品販売業者の意識の向上とその経営改善を促進するため、(財)食品流通構造改善促進機構が行う各種事業に対し助成を行った。

(予算額3億9,930万円)

事業内容は、①傘下会員団体の指導及びその指導者を対象とした講習会の開催等を内容とする組織指導推進事業、②食品流通業者に対し経営改善のための専門的コンサルティングを行う生鮮食料品等流通改善相談員設置事業、③調査研究及びスライド、機関誌による普及活動を行う調査広報事業、④食品流通業界の中核となる人材養成を目的として流通大学講座等を開講する教育研修事業、⑤優良な中小食料品店の経営技術を集め、経営改善のためのマニュアルを作成する食料品商業先進経営技術集積事業、⑥食料品小売業者等の組織機能の向上等のための食料品小売業近代化推進特別対策事業、⑦優良食料品モデル店認定等を内容とする食料品商業近代化推進対策事業、⑧全国団体の会員を対象とした業種別講習会の開催等を実施する業種別講習指導事業、⑨構造改善計画を作成する者に対する指導等を行う食品流通構造改善計画推進事業、⑩構造改善事業に必要な設備等の迅速かつ一斉な導入を図る食品流通構造改善緊急対策事業、⑪地域伝統芸能を活用して地域の食品商業の活性化を図る地域伝統芸能等を活用した地域商業活性化推進事業、⑫中小食品小売業者の有機農産物の販売に向けた取組みを支援するため、流通サイドと生産サイドの交流を図る有機農産物等流通活性化支援事業等である。

(5) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、9年度においても引き続き実施した。(予算額119千円)

(6) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進

法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫資金(食品流通改善資金)及び系統等金融機関が行う貸付けに対する利子助成による長期低利の資金を融通する食品流通構造改善貸付制度による助成を行った。

(7) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、9年度においても貸付枠を650億円とし、前年度に引き続き低利融資を行った。

8 商 品 取 引

(1) 商品取引所の概況

我が国商品市場を国際的に通用する市場にする観点から、平成2年の商品取引所法の改正等を踏まえ、所管商品取引所の合併を推進しているところであるが、平成9年4月1日をもって、関西農商品取引所及び神戸生糸取引所が合併し、関西商品取引所が設立されたところである。

9年度における商品取引所の現物先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資(農産物、砂糖及び繭糸)の出来高は表2のとおり3,588万枚で、これは前年度に比べて20.4%の減少であり、品目別では粗糖が13.8%の増加、とうもろこしが30.3%、輸入大豆が1.2%、乾繭が52.2%、生糸が53.9%、小豆が18.7%の減少となった。また、売買約定金額も前年度に比べて27.9%減少の約46兆円となった。この結果、通商産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は、58.6%となった。

表1 商品取引所一覧(10年3月31日現在)

取引所名	所在地	開所 年 月 日	会員数	うち商品 取引員	上場 商品	上場商品の内訳 (主なもの)	役員数	職員数
東京穀物 商品取引所	東京都 中央区	昭和 27.10.10	198	82	農産物、 砂糖	小豆、輸入大豆、 とうもろこし、粗糖	22	75
中部商品 取引所	名古屋市	" 26.5.16	120	51	農産物、 砂糖、繭糸	小豆、輸入大豆、 乾繭	26	38
関西商品 取引所	大阪市	" 27.10.6	167	66	"	小豆、輸入大豆、粗 糖、生糸	29	65
関門商品 取引所	下関市	" 28.10.1	71	51	農産物、 砂糖	小豆、輸入大豆、と うもろし	20	23
横浜生糸 取引所	横浜市	" 26.5.12	42	30	繭糸	生糸	13	16
前橋乾繭 取引所	前橋市	" 27.7.24	48	25	"	乾繭	15	17
農林水産省 所管6 取引所合計			市場別 延646	同 305	3商品		125	234

表2 9年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	22,910	29,947
中部商品取引所	1,591	1,561
関西商品取引所	4,653	5,651
関門商品取引所	5,716	8,175
横浜生糸取引所	454	334
前橋乾繭取引所	559	246
農林水産省所管	35,883	45,914
取引所合計		

(注) 中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

市場管理については、商品取引所の円滑な運営が図られるよう指導を行った。

(2) 商品取引所審議会

商品取引所審議会

会長 神崎 克郎

委員 上村 達男 委員 北岡 隆

委員 佐々波楊子 委員 竹居 照芳

平成9年4月25日、農林水産大臣及び通商産業大臣が「我が国に国際水準の商品市場を整備するための方策」について商品取引所審議会に諮問を行い、平成10年1月26日に答申が取りまとめられた。

その要旨は以下のとおり。

ア 我が国商品先物市場を取り巻く経済社会環境の変化

我が国商品先物市場を取り巻く環境は、以下のとおり大きく変化。

(ア) 経済のグローバル化、各種規制の緩和に伴い商品の価格変動に伴うリスクが増大する傾向。このため、リスクヘッジニーズが増大し、かつ多様化。

(イ) 市場メカニズムの活用等を目指して経済構造改革が進められているが、商品先物市場は、公正かつ透明な価格の形成システムとして重要な役割を果たすことを期待。

(ウ) 金融・証券分野における改革の進行、特に外為法改正により、内外の資金移動が自由化される中で、商品先物市場への資金流入を拡大するため、商品先物市場をより競争力のあるものとする必要がある。

イ 商品先物市場の改革の基本的考え方

「市場の利便性の向上」及び「市場の信頼性の向上」を大きな視点に、改革を進めるべき。

ウ 具体的改善策

(ア) 商品先物市場の利便性の向上

a 新規商品上場の円滑化

試験上場について、より裁量性の低い制度へ移行。

b 市場流動性の増大及び取引コストの低減

(a) 取引所の会員及び商品取引員の資格の見直し
取引所会員資格の拡大、商品取引員の許可区分の簡素化等

(b) 業務規制の緩和

商品取引員の許可の有効期限の延長（4年→6年）、取次ぎ等の解禁、店舗開設の許可制から届出制への移行等

(c) 委託手数料の自由化

2000年以降可能な限り早期に完全自由化。特定の電子取引等については、2000年を待たずに、大口取引等については可能な限り早期に自由化を先行。

c 多様なリスクヘッジニーズへの対応

店頭デリバティブ取引を解禁（一般投資家との取引は引き続き禁止）。

(i) 商品先物市場の信頼性の向上

a 委託者保護の強化

不適当な勧誘の禁止に関するルールの整備、商品取引員の顧客に対する誠実・公正義務の明確化等

b 市場の公正確保

不公正な取引類型の整備、受託時間等の記録の保存の義務づけ等

c 委託者債権保全の強化

委託者財産の分離保管措置の強化（一定割合の銀行保証の義務づけ等）等

d 監視・監督体制及び紛争処理体制の充実

自主規制団体の機能の抜本的強化、自主規制機関及び取引所における紛争処理体制の充実、法令違反に対する罰則の強化等

(3) 商品取引所法の一部改正

商品取引所審議会答申を踏まえ、平成10年2月24日、第142回通常国会に「商品取引所法の一部を改正する法律案」を提出し、衆・参両院の審議を経て同年4月14日可決成立、同月22日公布された。

(4) 商品取引所定款等の変更認可等

平成9年度においては、延べで定款7取引所、業務規程15取引所及び受託契約準則10取引所の変更認可が行われた。

主な内容として、

○定款の変更……主務大臣に対する商品取引員の申請書等の提出部数の削減及び広告の事前審査制の廃止（5. 29関西、6. 19東穀・関門・横浜、6. 25前橋、7. 1中部）等

○業務規程の変更……地方消費税の創設に伴うもの（4. 1東穀・中部・関門・横浜・前橋）、蚕糸業法廃止に伴うもの（10. 17中部・関西・横浜・前橋）等

○受託契約準則の変更……充用有価証券を担保として

提供できる金融機関等の範囲の拡大に伴う変更(4.1東穀・中部・関門・横浜・前橋)等

(5) 商品取引員

平成10年3月末日現在の商品取引員は120社であり、このうち、農林水産省所管商品取引員は115社である。商品取引所法の規定に基づき商品取引員の新規参入、新規許可を9年度は14社17市場につき行った。

(6) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品投資販売業者の許可を7社に対して行い、平成10年3月現在の商品投資販売業者は118社、商品投資顧問業者は11社となっている。10年3月末までの商品ファンドの累計販売額は4,868億円に達した。

第2節 野菜対策

1 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大きいことなどから、需給、価格のかなりの変動が避けられないという特質がある。

9年度の春野菜については、5月中旬から6月上旬にかけての天候不順や相次ぐ台風の影響により平年を

上回る価格で推移した。

夏野菜については、7月以降、天候の回復により平年並みから平年を若干下回る価格で推移した。

秋冬野菜については、秋の好天により露地野菜の生育が良好であったことから平年を下回る価格で推移したが、年明以降、降雪及び日照不足により、葉菜類や果菜類の入荷量が減少し、平年を上回る価格で推移した。

また、9年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ6.5%増加し、102.0(7年=100)となった。(表3)

2 野菜の流通加工対策

(1) 野菜指定産地の指定

需要見通し等から推定される指定消費地域における指定野菜の需要動向に即するように、野菜指定産地の指定を行っており、8年度までに1,186産地を指定したが、9年度においては、更に17産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち19産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は2産地減少し、合計1,184産地となった。

(2) 野菜指定産地推進指導

ア 野菜指定産地活性化推進調査事業

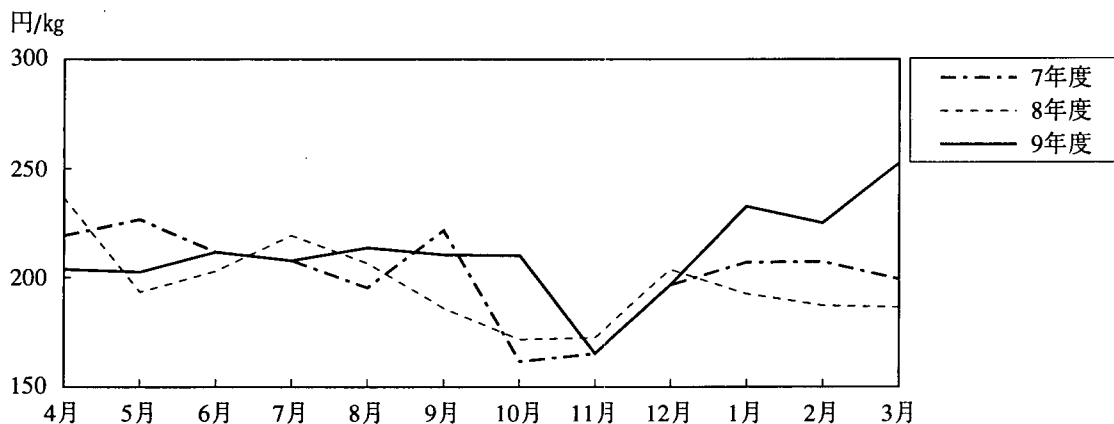
野菜指定産地の指定、活性化等の基礎資料とするた

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

年度・月	指数	前年度比上昇率	年度・月	指数	前年度比上昇率
8	95.8	△ 2.3	9. 9	106.0	5.7
9	102.0	6.5	10	113.9	19.9
9. 4	97.4	△ 3.9	11	91.6	5.7
5	96.0	△ 4.0	12	88.2	△ 6.2
6	103.0	11.4	10. 1	105.7	11.4
7	97.0	△ 5.5	2	110.4	18.1
8	103.7	2.6	3	111.1	26.8

(全国, 7年=100)

図 野菜の卸売価格の推移(1・2類都市市場)



め、野菜指定産地を中心に生産出荷構造の動態を把握するとともに生産出荷見通しを作成するのに要する経費に対して助成した。(予算額5,288千円)

イ 野菜指定産地計画育成推進事業

(ア) 野菜指定産地計画育成推進事業

社団法人日本施設園芸協会が、野菜指定産地を計画的に育成していく上で必要となる基本方針を策定するための事業を行うのに要する経費に対して助成した。

(予算額5,353千円)

(イ) 野菜指定産地計画育成推進指導費

都道府県が、野菜指定産地を計画的に育成するため候補地を選定し育成計画の樹立及び調査指導を行うのに要する経費に対し助成した。(予算額3,572千円)

(3) 食品流通加工消費改善等対策

ア 野菜消費改善特別対策事業

野菜の健康面での重要性の普及・啓発による全国的な規模での野菜消費改善運動を推進するため、新聞等のメディアの活用、消費改善ガイドブックの作成・配布及びフォーラムの開催等を行った。

(予算額83,359千円)

イ 低コスト・省資源型野菜流通システム等検討事業

野菜産地から量販店・小売等に至る流通の効率化・合理化を図り、低コストで、かつ容器包装の減量化など環境にも配慮した省資源型野菜流通システムを確立するため、各流通段階における通い容器及びばら販売等への対応、産地における規格簡素化の導入等についての調査・検討を行った。(予算額41,276千円)

ウ 国産野菜流通体制整備特別対策事業

国産野菜の地域流通の活性化を促進するため、出荷規格の簡素化、ばら出荷の推進、通い容器導入等による出荷労力・コストの削減、朝どり野菜の高鮮度流通、出荷形態の改善等による量販店等のニーズへの対応等地域流通構造の改善を行った。(予算額112,000千円)

エ 生鮮食品流通改善技術協力基礎調査事業

近年急激な経済成長を遂げた東アジア地域においては、野菜消費の拡大等食生活の高度化がみられるものの、野菜等の流通に関するインフラやシステムが未整備なため、流通段階における多量のロスの発生等から国民の野菜摂取が低い水準におかれている。このため、我が国の野菜流通に係る技術や経験を取りまとめ、分析・加工するとともに、これらの技術を国際協力に適用するための前提となる当該発展途上国の野菜の流通をとりまく状況等についての基礎調査を行った。

(予算額9,242千円)

オ 原料野菜取引安定化対策事業

フードシステム高度化対策の一環として以下の事業を実施するのに要する経費に対し助成した。

(ア) 原料野菜契約取引推進

原料野菜の契約取引の高度化等を推進し安定供給を図るため、全国段階で、契約取引推進に係る基本方針やマニュアルの作成、需給動向や実需者の意向の把握等に基づく契約取引推進活動等を行なった。

(予算額18,721千円)

(イ) 原料野菜契約取引推進事業

原料野菜について、契約取引の定着化を通じ、国内で自立可能な安定供給体制を緊急に確立するため、都道府県段階で契約取引の推進活動を支援するとともに、産地段階で加工専用生産出荷体系の導入や規模拡大に必要な条件整備等を実施した。

(予算額432,171千円)

3 野菜価格安定対策

(1) 計画生産出荷

ア 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

(ア) 野菜需給均衡総合推進事業

a 野菜需給均衡推進事業

全国の需給動向を踏まえた生産出荷の基本方針に関する認識の統一等を図るため、全国農業協同組合中央会が、その系統組織を活用して、野菜需給会議の開催、生産出荷担当者の研修会、野菜需給情報誌の発行及び産地の指導、また、指定野菜以外の主要な野菜の計画的な生産出荷を推進するため、全国農業協同組合連合会(全農)がその組織を活用して、都道府県段階及び全国段階で生産出荷安定協議会を開催した。

b 重要野菜需給調整推進事業

キャベツ、たまねぎ等消費生活上重要であり、特に需給の安定を図る必要のある野菜(重要野菜)について、全農がその系統組織を活用して都道府県段階及び全国段階で生産出荷適正化協議会を開催し、生産出荷計画を作成するとともに、計画に基づく生産出荷を推進した。

c 産地連携野菜安定供給推進事業

輸入が急増又は急増するおそれのある野菜について出荷時期等の異なる産地が連携して年間を通じた安定的な供給を推進するための体制を整備すること等により、国産野菜の安定供給の推進と需要の確保に取り組むために要する経費に対して助成した。

(イ) 重要野菜緊急需給調整事業

(ア)のbの計画生産出荷を推進する過程で、重要野菜の著しい価格変動に対処して全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急需給調整を行うために、(社)全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

(ウ) 野菜需給安定促進情報事業

野菜の計画的な生産出荷、需給調整等を推進するため、その生産、流通、消費等に関する情報のデータベース化、利用システムの開発、提供等を行った。

イ 野菜指定産地生産出荷協議会

重要野菜を除く指定野菜については、野菜指定産地、都道府県及び地域ブロック段階で野菜指定産地生産出荷協議会を行い、生産出荷の合理化・計画化等を推進した。

(参考) 9年度協議会等開催実績

全国野菜需給会議	2回
全国生産出荷適正化協議会	8回
地域生産出荷協議会	50回

(2) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、野菜供給安定基金が、指定野菜の指定消費地域における価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、価格補てん事業を実施した。

この事業の適正円滑な運営を期すため、9年度においては次のとおり事業の拡充強化を図った。

ア 種別の見直し及び価格補てん対象地域の拡大

ねぎの種別を見直し、「春ねぎ」(4～6月)を追加した。

また、夏ねぎ及び秋冬ねぎにおいては、四国ブロックを、春ねぎにおいては、那覇地域を除く全ての地域を価格補てん対象地域として追加した。(延べ972品目)

イ 交付予約数量の増加等

野菜指定産地から指定消費地域に出荷される指定野菜について、価格補てん事業のカバー率を高めるため、交付予約数量の計画的増量を行った。

本事業の9年度における資金造成総額は935億9315万円(別に国庫債務負担行為限度額147億8,324万円)、道府県を通じ12億7,871万円を助成した。

9年度における価格差補給交付金の交付額は、113億5,214万円(概算)である。(表4)

表4 交付予約数量、資金造成額及び交付金交付額
(9年度) (単位:t, 千円)

		交付予約 数 量	資 金 造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	91,198	2,583,809	0
	夏 秋	170,992	4,236,201	0
	冬	206,098	5,787,904	716,410
	計	468,288	12,607,914	716,410
きゅうり	夏 秋	93,714	5,530,435	420,296
	冬 春	94,500	6,053,483	296,539
	計	188,214	11,583,918	716,835
さといも	秋 冬	16,300	946,285	241,950
	計	16,300	946,285	241,950
だいこん	春	21,573	586,316	45,207
	夏	46,120	1,361,610	85,335
	秋 冬	143,230	3,292,026	154,123
	計	210,923	5,239,952	284,665
たまねぎ	計	391,527	9,292,778	883,632
トマト	夏 秋	78,908	5,096,737	74,522
	冬 春	48,577	3,849,518	259,000
	計	127,485	8,946,255	333,522
な す	夏 秋	29,416	1,824,672	151,661
	冬 春	52,158	3,718,375	172,802
	計	81,574	5,543,047	324,463
にんじん	春 夏	63,504	2,581,661	1,055,761
	秋	23,840	838,607	245,156
	冬	83,283	2,567,771	1,157,724
	計	170,627	5,988,039	2,458,641
ね ぎ	夏	9,329	761,293	7,826
	秋 冬	40,254	2,867,757	3,121
	計	49,583	3,629,050	10,947
はくさい	春	33,318	689,263	9,156
	夏	82,651	1,755,613	593,012
	秋 冬	131,032	2,321,292	117,686
	計	247,001	4,766,168	719,854
ばれいしょ	計	93,240	2,816,202	612,630
ピーマン	夏 秋	22,583	1,532,202	425,396
	冬 春	43,405	4,017,034	334,670
	計	65,943	5,549,236	760,066
ほうれんそう	計	32,591	3,009,738	161,382
レ タ ス	春	42,352	2,126,035	293,544
	夏 秋	104,576	4,157,333	837,789
	冬	113,352	7,391,199	1,995,809
	計	260,280	13,674,567	3,127,142
合 計	計	2,403,576	93,593,149	11,352,139

(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下「野菜価格安定法人」という。)が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

9年度現在、特定野菜として、アスパラガス、いち

ご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも及びれんこん(合計27品目)ほか、ししとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、9年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

9年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。

交付予約数量	435,162t
野菜価格安定法人必要造成額	138億4,111万円
野菜供給安定基金準備額	78億8,762万円
9年度分に係る価格差補給交付金交付額	19億2,949万円
同上のうち、野菜供給安定基金助成額	7億1,831万円

(4) 野菜価格安定緊急対策事業

野菜売買保管等事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、たまねぎ、キャベツ等を買入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。(たまねぎ等19,800t、キャベツ等17,600t)

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。(キャベツ等の苗393.2万本)

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、10年3月末現在で総数804組合(うち連合会は78)となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、10年3月末現在で55組合(うち全国を区域とする商工組合は10組合、連合会は13組合)となっている。

(2) 中小企業近代化の促進

ア 中小企業構造改善計画の策定

中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)に基づく農林関連業種の特定期間について、国が定める近代化計画に基づき、平成10年度の構造改善計画が作成され、農機具販売整備業及びしょうゆ製造業の構造改善事業を前年度に引き続き実施し、普通合板製造業、天然木化粧合板製造業、一般製材業及び小麦粉製造業の構造改善事業を新たに実施した。

イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付のほか、中小企業事業団による構造改善等高度化貸付を行った。

また、税制上の措置としては、特定期間に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

(3) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体質強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

(農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種)

(4) 中小企業金融制度

ア 中小企業設備近代化資金助成制度

中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく中小企業設備近代化資金貸付については、9年度貸付総額285.8億円となっている。

なお、当省関係指定業者(34業種)に対する貸付状況は表5のとおりである。

表5 中小企業設備近代化資金貸付状況

業 種	金 額 (百万円)
農 林 水 産 業	1,777

(注) 中小企業庁調べ。(9年度)

イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の9年度融資における貸付計画額はそれぞれ19,244億円、35,410億円、1,690億円(制度枠)であった。農

林水産業関係業種に対する貸付実績は表6のとおりである。

表6 9年度中小3機関の農林水産関係業種貸付実績
金額(百万円)

業 種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	97,765	50,731	299,636
木材、木製品製造業	46,972	69,987	264,639
計	144,737	120,718	564,275

(注) 1 中小公庫、国民公庫、商工中金資料による。

2 食料品製造業には酒類を含む。

3 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

4 商工中金については、6年3月末現在の貸付残高である。

ウ その他

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による倒産関連保証制度の保証の特例措置を引き続き講じた。

(5) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)に基づく特定農産加工業として、平成元年度から平成7年度までの間に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(6) 事業革新の円滑化

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成7年法律第61号)に基づく特定業種として、水産缶詰製造業、野菜缶詰・果実缶詰製造業(瓶詰製造業を含む。)一般製材業、普通合板製造業を平成8年度に指定し、これらの者が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業革新を円滑化するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の9年度における資金運用は「平成9年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」(平成9年8月5日閣議決定)に基づいて行われ、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、構造改革を推進するとともに、我が国経済社会の中長期的な発展のための基盤の充実を図ることを基本とした政策融資が行われた。出融資の規模は1兆9,680億円(うち、最近の金融情勢等にかんがみた追加措置1,800億円)であり、そのうち、当省関係の特枠として、物流基盤整備枠等があり、食品流通対策、食品工業団地、遠洋漁業等の各資金が特掲されている。融資の実行に際しては、物流基盤整備枠等の各資金の融資について、同行に対し、融資対象企業の推薦を行った。

なお、融資状況は表7のとおりである。

表7 9年度日本開発銀行当省関係融資状況

業 種	金額(百万円)
食 品 流 通 対 策	1,800
食 品 工 業 団 地	70
農村地域工業等導入促進	2,200
そ の 他	3,500
合 計	7,570

(注) 日本開発銀行調べ。

イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の9年度における出融資の規模は2,546億円(うち、最近の金融情勢等にかんがみた追加措置400億円)で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表8のとおりとなっている。

表8 9年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況

業 種	金額(百万円)
農村地域工業等導入促進	400
食 品 流 通 対 策	450
そ の 他	5,200
合 計	6,050

(注) 北海道東北開発公庫調べ。

(2) 税 制

9年度の税制改正は「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が3月31日に平成9年法律第22号、「地方税法の一部を改正する法律」が同日法律第11号としてそれぞれ公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日施行となった。

農林水産関連企業等に係る9年度税制改正の概

要は次のとおりである。

(注)「措」租税特別措置法,「地」地方税法

ア 拡充された措置

(国税関係)

(ア) 特別試験研究費の法人税額等の特別控除制度の適用対象範囲に民間企業と大学との一定の共同試験研究費等の追加(措10, 42の4)

(イ) 脱特定物質対応型設備を取得した場合の特別償却制度の取得価額の引き下げとともに,対象設備の範囲の見直し(措11, 43)

(ウ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づく事業革新設備の特別償却制度の適用対象設備に高度木造建築用部材加工機の追加(措11の3, 44の4)

イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除制度(措10, 42の4)

(イ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度(措10の4, 42の7)

(ウ) 公害防止用設備及び脱特定物質対応型設備を取得した場合の特別償却制度(措11, 43)

(エ) 事業革新設備等の特別償却制度(措11の3, 44の4)

(オ) 食品流通構造改善促進法に基づく店舗用又は倉庫用の建物等及び中小小売商業振興法に基づく共同利用施設の特別償却制度(措11の6, 44の7)

(カ) 中小企業者の機械等の特別償却制度(措12の2, 45の2)

(キ) 中小企業近代化促進法に基づき中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却制度(措13の2, 46)

(ク) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づき特定の事業用資産の買換え・交換の特例制度(措37, 37の4, 65の7, 65の9)

(ケ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度(措18, 52)及び同組合等が取得した試験研究用資産の圧縮記帳の特例措置(措66の10)

(コ) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度(措61)

(サ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例措置(措66の12)

(地方税関係)

(ア) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づき経営の譲渡により取得する不動産に係る

不動産所得税の減額措置(地附11の4)

(イ) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ウ) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(3) 食品産業技術対策

ア 新技術開発事業

(1) 食品産業センターが行う,食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し,前年度に引き続き助成を行った。

イ 食品産業利用バイオセンサー技術の開発

酵素や微生物等の持つ機能を用いたバイオセンサー(生物化学検知器)を食品製造における品質管理等に活用する技術開発を推進するため,(2)農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品産業利用バイオセンサー技術の開発事業」に対し,前年度に引き続き助成を行った。

ウ 新食品素材機能発現機構制御技術の開発

積極的な健康維持・増進に対する消費者の関心の高まりに対応し,新しい機能を有する食品の開発を推進するため,ニューフードクリエーション技術研究組合が行う「新食品素材機能発現機構制御技術の開発」に対し,前年度に引き続き助成を行った。

エ 食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発

資源・エネルギーの有効利用の可能性の高い食品産業の製造工程全般について,酵素,微生物の機能を活用した再資源化等により環境への負荷を低減する技術開発を推進するため,食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発事業」に対し,前年度に引き続き助成を行った。

オ 食品産業における排水中の有害物質等除去技術の開発

食品産業の排水中に含まれるトリハロメタン前駆物質等の有害物質を除去する技術開発を推進するため,食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における排水中の有害物質等除去技術の開発事業」に対し,前年度に引き続き助成を行った。

カ 高品質保持フードシステム技術確立事業

フードシステム高度化対策の一環として,フードシステム全体について,高品質を保持するための開発技術の現地実証検討及び当該検討結果等に基づく必要な技術開発を推進するため,(2)食品需給研究センターが行う「高品質保持フードシステム技術確立事業」に対し,前年度に引き続き助成を行った。

キ 食品安全性向上技術開発事業

殺菌、異物検出等食品の安全性確保技術の開発を推進するため、(財)食品産業センターが行う「食品安全性向上技術開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ク 食品容器包装リサイクル技術開発事業

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に対応し、食品包装容器の再生利用技術を緊急に確立するため、開発技術の現地実証検討を行うとともに、当該検討結果等に基づいた技術開発を実施するため、(社)日本食品科学工学会が行う「食品容器包装リサイクル技術開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ケ 食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業

食品製造業等の有機性廃棄物の肥飼料素材化等有効利用技術の実証等を行うことにより効率的な処理システムを開発し、資源の有効活用を図るため、(財)食品需給研究センターが行う「食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

コ 食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業

加工食品原料（特に国産原料）の品質のばらつき等の問題に対応し、製品品質の高位安定を実現し、かつ、近年の熟練労働者の不足に対応し、学習機能があり、条件反射的に作動する高精度な制御技術の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

サ 電磁場等活用食品加工技術の開発事業

電場、磁場、超音波等の有するエネルギーの活用により、大きなエネルギー消費を伴わず、加熱や物性の改良、酵素・微生物の活性化等新技術の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「電磁場等活用食品加工技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

シ 次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業

近年進歩の著しい遺伝子工学や画像処理技術を応用し、多段階反応の集約化を可能とする酵素や高温耐性酵素を用いて、飛躍的に性能の高い次世代バイオリアクターシステム技術の開発を推進するため、平成9年度から新たに(財)農林水産先端技術産業振興センターが行う「次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業」に対し、助成を行った。

ス 健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発

国研の研究成果を活用しつつ、民間企業の持つ先端的な技術を応用して、健康に寄与する機能性素材の安定的な加工技術及び未利用素材からの効率的抽出技術の開発を推進するため平成9年度から新たに(財)食品需給研究センターが行う「健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発事業」に対し、助成を行った。

セ 食品工場安全性向上総合管理システム開発事業

食品の安全性向上のためには、原料から製品までの素材の安全管理と機械による製造工程全般の安定した管理が不可欠であるため、(財)食品産業センターが行う危害分析・重要管理点管理（HACCP）マニュアル作成及び予防的管理・緊急トラブル対応システム（PMSS）開発のための「食品工場安全性向上総合管理システム開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ソ 食品産業技術情報活動事業

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、(財)食品産業センターが行う情報の収集・提供体制の整備に対し、前年度に引き続き助成を行った。

タ 食品産業技術海外協力円滑化事業

開発途上国の現状に即した食品産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受入れ等の事業に対し助成を行った。

チ 技術開発中央支援事業

フードシステム高度化対策の一環として、食品製造業等の起業化に必要な技術的支援及び異業種企業や生産者との提携による技術交流を促進するため、(財)食品産業センターが行う地方レベルの技術アドバイザーの養成、専門技術指導者の派遣によるコンサルティング、総合交流会の開催等の事業に対し、前年度に引き続き助成を行った。

(4) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、100社に新たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度（現行外為法施行）以降10年3月末現在の累計企業数は、2,930社となっている。

表9 農林水産省所管外資系企業数
(新規参入企業数)

業種／年度	(10年3月末日現在)			
	6年度 末累計	7	8	9 累計
製 造 業	471	12	13	13 509
飲 食 業	388	16	27	22 453
農 林 水 産 業	65	2	0	0 67
輸 出 入 販 売	1,546	113	85	62 1,806
そ の 他	86	3	3	3 95
合 計	2,556	146	128	100 2,930

(注) 1 農林水産省の届出受理実績による。
2 6年度末累計は55年度以降の累計である。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業又は真珠養殖業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度91件、7億3,700万ドルの投資が行われたため、10年3月末現在累計投資実績は、4,807件、133億1,000万ドルとなっている。

(5) 企業公害防止策

ア 公害対策調査指導

(ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は通産大臣が行う国家試験の合格者又は主務大臣が行う資格認定講習の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては9年度において資格認定講習9回(地方農政局等が実施したもの8回、民間団体に委託して実施したもの1回)を実施し、全体で551人が資格認定講習を修了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

(ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センターにいわゆる「公害情報銀行」を設置し、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

イ 公害防止管理者等資格認定講習の委託

地方農政局が設置されていない北海道では、(財)北海道環境科学技術センターに委託して、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく、公害防止管理者等資格認定講習を実施した。

(6) 農林水産関連企業環境対策

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るためには、行政、産業界、消費者等が一体となった取組が重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」(112団体うち農林水産省関係17団体)が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓発普及活動など広範なりサイクル国民運動を展開している。

3 食品産業行政

食品産業における環境対策については、食品の生産、流通、消費の各段階を通じた廃棄物の減量化・再資源化に対する取組を促進するため、①環境・リサイクル対策の総合推進②食品環境負荷評価システムの開発③水源水域水質の保全対策④再資源化物利用促進のための情報整備⑤廃食用油の燃料化の検討⑥外食産業から排出される廃棄物の減量化⑦食品流通業のリサイクル対策の実施等、総合的な取組を実施した。

また、容器包装リサイクル法の適切かつ円滑な施行を図るための調査、法律の内容の普及、再生利用技術の開発等の事業を実施した。(予算額1,421,725千円)

(2) フードシステム高度化対策

食品の供給を農水産業のみならず加工・流通・消費を含めた一連の流れ、つまり、フードシステムとして捉え、その変化に対応する必要性が生じている。

このため、食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大を目指し、①鮮度・品質等、国産農産物の長所を活かした国産原料等の安定供給、②価格面・安定供給面での国産原料の短所の克服のための食品加工事業環境の整備、③消費者情報のいち早い具体化による新しい需要への迅速な対処のための流通システムの高度化、実需者や消費者との連携強化及び地域食品の海外市場開拓を推進するための海外アンテナショップの設置、④異業種間の連携を強化するためのボーダレス化への対応等を推進した。

(予算額19億9,469万5千円)

(3) 立 地 対 策

ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るため、工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づき指導を行った。

農林水産省関連業種で8年度中に工場立地法に基づ